三好市総合教育会議 運営規程

（趣旨）

第１条　三好市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号。以下「法」という。）第１条の４第９項の規定に基づき、法及び三好市総合教育会議設置要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

（開催時期）

第２条　会議は、定例会として年３回程度開催する。

２　大綱（法第１条の３第１項に規定する大綱をいう。以下同じ。）を定め、又はこれを変更しようとする年度においては、定例会のほか、必要に応じ会議を開催する。

（招集手続）

第３条　市長は、定例会及び大綱の策定等に関する会議を招集するときは、当該会議を開催する日の１０日前までに、次に掲げる事項（以下「協議事項等」という。）を記載した書面を教育委員会に通知すると共に告示する。

（1）協議又は調整を行う具体的事項

（2）開催日時及び場所

（3）前２号に掲げるもののほか、必要な事項

２　市長は、臨時の会議を招集するときは、当該会議を開催する日の３日前までに、協議事項等を記載した書面を教育委員会に通知する。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（招集要請）

第４条　教育委員会は、法第１条の４第４項の規定及びにより会議の招集を要請するときは、当該会議の開催を希望する日の１０日前までに、協議事項等を記載した書面を市長に通知するものとする。

（職員の出席）

第５条　市長及び教育委員会は、協議又は調整を行うに当たって必要があると認めるときは、当該協議又は調整を行う事項に関する事務を所掌する部局等の職員をその説明のため当該会議に出席させることができる。

（傍聴）

第６条　会議を傍聴しようとする者は、別に定める手続により、あらかじめ市長にその旨を申し出なければならない。

２　市長は、必要があると認めるときは、別に定める傍聴券を発行し、その所持者に限り会議を傍聴させることができる。

３　会議を傍聴する者（次項において「傍聴人」という。）は、会議の会場への入場若しくは退場に際し、又は会議の会場において、市長又はその命を受けた職員の指示に従わなければならない。

４　市長は、前項の指示に従わない傍聴人を退場させることができる。

（公表の方法）
第７条　法第１条の４第７項及び要綱第 7 条の規定による会議の議事録の公表は、会議を開催した日から５０日以内に、閲覧及び市のホームページへの掲載により行うものとする。
（庶務）
第８条　会議の庶務は、総務部総務課において処理する。
（委任）
第９条　この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則
この規程は、公布の日から施行する。